

なるに依りて、此の地をば犀川荒町と呼べり。或は堅町荒町とも稱す。荒町の名は新町の意にて、昔は此の地倉月用水の河岸なる空地にて、人家も無かりしを、中古新に町地と成し、家屋を建築せしにより、町名を荒町と呼べりとぞ。按ずるに、此の町地は昔より水損多し。變異記に、寛保三年六月廿二日朝大雨、犀川荒町、百姓町水損の事を記載し、延寶五年六月五日にも百姓町、荒町、新立町水損の由を載せたり。此の後に犀川洪水の際、水害度々あり。但し此の地早くより繁昌せしにや、七ヶ所とて半役の町地とす。七ヶ所と稱する町地は、本町に引繼きたる町家にて、舊藩中は町役の人夫銀を割當する定なり。然るに明治廢藩置縣の際戸籍編成の時、荒町の名を廢し、町繼きなる鱗町へ合併せしかど、世人は今も尙荒町と呼べり。

○義夫久七傳

續漸得雜記に載せたる寛政九年正月廿日金澤町奉行富永右衛門・伊藤平太夫連印の由渡書に左の如く載せたり。

一、金二兩 犀川荒町町醫師須具玄徹家來 久七

右久七儀妻子有之、居室も致所持候者に而、玄徹方に二拾ヶ年餘召仕候處、故玄徹以來致難澁、兩度之給銀も全く相渡不申様子に候得共、聊不相厭、主人を大切に存、無怠奉公相勵み、入情に相勤、玄徹家内人多に而甚致難澁、藥種集差支、病家をも無據可相斷族有之候得共、久七儀氣之毒に存、所々駈廻り、自分才覺を以て藥種等調達致し、玄徹に與へ候而病家爲相勤候儀度々有之跡。且病家も無之節は、兼而近所之者共々頼置、奉公之隙を考へ、日雇に罷越し、或は米搗等に被頼、手間料を請け、主人方日用取續き之引足しに致し、又は寒氣之砌杯、玄徹家内大勢、夜具等不調候而寒風凌兼候跡を見請候ては、其身の艱苦をも不厭、自分着用之綿入を脱ぎ、主人に爲着、自身は筵杯を着致し、寒夜を明し候。右に准じ玄徹方萬端差支候に付、少之儀に而も主人助成のみを考へ、折々は暫の暇を乞ひ、自宅へ參り候而は、私用に罷成候跡に仕成し、妻子苧紬等を以て給繼候儀之中より食用相調へ、早速主家に歸候ては又其振をも不爲見、主人大切に仕、奉公而已相勤、其上季寄銀有之候へば、折節給銀相渡候而も、主人手前之難澁を

相察し取請不申、將又久七心易者共より、外主人取り相應

之儀申入候得共、難澁之主人、暇を乞候はゞ彌、迷惑に可有之、何卒先途をも見届度旨申入、一向外主人取不相望、殊に近き頃久七妻病死致し、子共養育之世話も有之候處、居室遠方に而は奉公怠りに相成候とて變宅致し、玄徹居室近廻りへ罷越候由粗相聞え、段々承亂候處、右之通相違無之候。主人に忠勤を盡し、親へは孝行を成候儀、人たるもの、常に而本意には候得共、右之難行之所、衆に勝れ候志行不尋常、中々他のおよぶ所にあらず。貴賤上下如此可有之儀に而、臣たるもの、爲見習にも相成、誠に奇特之至令感入候。別而當時之世風、輕き者には稀成事に候。仍而爲養美毎歳右之通差遣候、猶更無怠、志取失ひ申候間敷事。

右之通久七に可被申渡候。尤右之趣に付、先達而組合頭等より申聞之趣も有之候に付、猶更組合頭並玄徹組合之者共手前相尋候處、先年より今以右之通相違無之儀に付、如此申付候條、可被申渡候。ヶ様之者召仕候玄徹儀も、相叶本懐候事に候條、深く加隣懇大切に召仕候様、玄徹に

茂可被申渡候。以上。

正月廿日

富永右近右衛門 印

伊藤平太夫 印

竹村三郎兵衛殿

右久七が傳は、河合良温が三州良民言行録及び金岩維新の加越能三州孝義錄に載せたり。其の行狀、前顯町奉行の申渡書と異ならず。故に爰に略記す。義夫節婦等の事は、寛政元年に幕府に孝義錄を刻行命ぜられ、諸藩領内の孝義人を擧げられたり。故に翌二年七月金澤執政席より諸奉行への達書に、自今以後町・在の者共の内、抽候善行有之、相違無之跡其奉行人等於見聞仕候はゞ、夫々速に可相達、若し外より達御聽儀有之ば、奉行人等可爲油斷。此段急度可申渡旨被仰出と見ね、又文化七年十二月幕府よりの達書に、孝行奇特之品有之者、去巳年迄に取調書出方、去卯年相達、追々書出候。右之外領主・地頭にて譽置候敷、又は先達而書出方相洩候類共、精誠取調、來未年迄に可届出旨達せられ、此時孝義錄に久七が傳も幕府に於て載せられけり。按ずるに、義夫節婦を優賞せられし事は、いと上代